

近代京都「町」における家持自治の転換

——東玉屋町、仲之町を事例として——

奥田以在

はじめに

第一章 東玉屋町における規約改正

第一節 東玉屋町の概要

第二節 規約の改正

第三節 地蔵尊における変容

第二章 仲之町における「町」の変容

第一節 仲之町の概要

第二節 自治の分化

第一項 「特別会計清算書」の存在と借家・家持の分化

第二項 大正・昭和初期の家持の動向と「特別会計清算書」の解散

第三節 分化をめぐる要因

第一項 町費の徴収と用途

第二項 借家層の流動性

第三章 京都における産業構造の変化と人口移動

第一節 大正期京都の工業化と労働者の流入

第二節 昭和初期の京都の産業と労働運動

おわりに

はじめに

『朝日新聞京都附録』明治四二（一九〇九）年九月七日には、「借家人の一致」と題し、次のような記事がある。

上京夷川通川端東へ入新先斗町には従来借家人多く、同町内には七人の家主ありて其の所有に係る借家に住居する者は二百二十九名もありて、此の借家人中病気に罹る者又は入営者、或は死亡者ある場合において、前記七人の家主は恬然として更に顧みず一切傍観の姿にて甚だ冷酷の態度あるより、同町居住の借家人たる中井松之助、田中忠七、三宅喜造の三名が発起者となりて親睦会なる者を組織し、日々に多少の積立をなして各借家人に於ける非常費用に充る

事に決たる旨を川端署に届出でたる由

この記事は、上京区夷川通川端東へ入る新先斗町では、借家人の疾病、死亡に対し「甚だ冷酷」な家持に対し、借家人が「親睦会」という積立の組織を結成したことを伝えている。同町は、明治四四（一九一一年）二月一日に同紙の「町内の悪習」という連載で再び取り上げられている。

わが新先斗町は去る四十二年の秋に、京都附録紙上で『借家人の一致』なる題下に此の町の借家人が親睦会を組織して、協同一致の実を挙げたとあつて、大に讃められたことのある町である。去れば此の町ばかりは公同組合といつた所で、他町の夫れとは大に其の内容を異にして、今日の時世に適應するやうに規約を改正し着々その実を挙げつゝある。即ち組長などは固り一個の名誉職であるから全然無報酬のこと、し、又公同組合費は一箇年二円に確定して、是れ以外には濫りに寄附勧誘を許さない。此の他役員選挙は至極公平に町会に於て借家人家持相会して平等にこれを行ふことになつて居る。去れば京都流に公同衛生組合の役員はあるが、今日にては他町のやうな

悪習は毫もこれを認めることが出来ないのである。

新先斗町では、「親睦会」結成から一年半後には、借家人が役員報酬の決定、公同組合費の決定に関与するようになっている。更に、役員選挙についても「至極公平に町会に於いて借家人家持相会して平等にこれを行」っている。従来、京都の「町」というものは、家持が「町」の役職を担い、「町」運営に関わる決定は家持によって行われてきた。新先斗町では、その旧来の伝統的な町自治が、借家層によって転換されているのである。同紙はこの事を「他町の夫れとは大に其内容を異にして」いると評価しており、明治末期における同町の変容は、比較的早いものであったということが伺える。

これまで、近代の京都「町」の研究は、公同組合設立の目的に関する議論が中心となってきた。公同組合設置以前に、市制が施行されたときから自治組織としての「町」が衰退しており、住民側の要求として公同組合が設立されたとする秋山國三氏の説¹に対し、公同組合設立は行政側の意思であつたとする小林丈広氏²、辻ミチ子氏³の議論がある。筆者も、本稿で取り上げる東玉屋町において、公同組合設置以前に総代が置かれ続けている

たこと、また共同組合設置に際し「共同組合規約細則」及び「東玉屋町内規」という、共同組合設置以前の規約内容を維持した内容の規約が作成されることから考えて、住民側が共同組合設置を要求したとは考えにくいと考える。共同組合設置以降も、「町」は自治機能を保持していたが、小林氏も指摘するように⁴共同組合設置以降の「町」の自治的機能、あるいは組織の実態研究はなされていない。ここに、近代における京都「町」の研究史の空白がある。

先に見た新先斗町の例のように、明治末期から大正期にかけての時期は、伝統的な「町」の構造が借家層によって大きく転換させられた時期である。そのような観点から、本稿では家持と借家人の関係を分析の軸にすえ、近世的町自治から近代的町自治（すなわち家持自治から住民自治）への転換を明らかにすることにより、これまでの研究史の空白を埋めたい。

第一章 東玉屋町における規約改正

京都の町は、近世には年寄、「五人組」という家持による役職を中心として自治を行ってきた。年寄は町自治

を主宰する立場にあり、「五人組」は年寄を補佐する役職であった。「町」は近世初期には所司代と組町の下に置かれており、行政の末端としての役割を担っていたが、それと同時に独自の規約を持ち、土地売買に規制をかけ、町内における年中行事により町内意識を高めるといった自治的な性格を持ち、「自治運営を通して構成員の全生活を通して集団性・統一性をもつものであった」⁵。「町」は、その後大仲―組町―町という組織の中に位置づけられつつも、町規約を改正し、土地売買に対する制限をかけ、年中行事を営むという年寄を中心とした自治機関としての機能を失わなかった。明治期に入り、明治五（一八七二）年戸長が町ごとに設置され、年寄＝戸長となることにより、町は行政の末端として位置づけられた。この公的な位置付けも明治七（一八七四）年に戸長区が改変され、六・七町に戸長が一人となることで町としての公的な位置付け失うことになる。これにより、町における公的な代表は存在しなくなった。明治二二（一八八九）年に特別市制が施行され、戸長区もなくなり、学区が行政の末端としての役割を担うようになる。町が行政の末端として再び姿を現すのは明治三〇（一八九七）年の共同組合の設置になる⁶。このような行政的位置付

けの変動とは別に、「町」は実際には家持による「総代」を置き、町規約を改正するなどして時代に対応しつつ存続した。本章ではこの「町」が、明治大正期における規約改正を経て、家持自治から住民自治へと規約上の転換を果たしたことを明らかにしたい。

第一節 東玉屋町の概要

東玉屋町は、京都市中京区の二条通に面した、烏丸通から室町通の間にある両側町である。近世まで上京と下京の境界が二条通であったため、東玉屋町は北側が玉屋町、南側が東大町に分かれていた。しかし、明治二(一八六九)年のいわゆる「第二次町組改組」によって上京と下京の境界が三条通へと変更されるのにもなるとい、上京二十五番組東玉屋町となった。その後、行政区画の変更と共に、明治五(一八七二)年上京区第二十八区東玉屋町、明治二五(一八九二)年上京第二十三学区東玉屋町、明治三〇(一八九七)年上京第二十三連合東玉屋町共同組合と名称及び編制を変更していった。そして、昭和四(一九二九)年に中京区が成立することにより同区に編制され現在に至っている。

東玉屋町のある二条烏丸を中心として楕円形であらわ

表1 東玉屋町内業種別営業者数一覧(Mは明治、Tは大正を表す)

業種	M20	M22	M24	M25	M26	M27	M28	M29
薬種商	14	14	15	16	14	14	15	10
味噌・塩・醤油業	1	1	1	1	1	1	1	
呉服商			1	1	1	1	2	
荒物・理髪業		1	1	1				
寒暖計・メーテル類製造卸							1	1
摺物工	1							
餅商		1						
悉皆業・宿業						1		
不明	1	2	2	3	2	2	2	
計	17	18	20	22	18	19	21	12

出所: 明治20(1897)年~明治29(1906)年「営業上り高御届」、単位: 人

される地域は、「二条」と呼ばれ、近世以来京都の薬種同業者が集住してきた地域であり、「二条の連中」「二条の仲間」と言われる薬種商が地縁的同業的関係を形成していた。中でも二条烏丸を挟み二条通に面する仁王門町、東玉屋町、大恩寺町、正行寺町は「二条四丁町」と呼ばれ、この薬種同業者が集住する地域において地理的にも地位としても中心に位置していた⁷⁾。

表1は、明治二〇（一八八七）年から明治二九（一八九六）年の間に東玉屋町の住民で営業を行っている者の業種を一覧にしたものである⁸⁾。東玉屋町では何かしらの営業を行っている者は、明治二〇年代を通じて二〇軒前後であったが、その内の七割から八割が薬種商を営んでおり、同町の薬種同業者町としての性格が如実に表れている。その他の職業としては、味噌・塩・醤油業、呉服商、荒物・理髪業⁹⁾、寒暖計・メートル類製造卸¹⁰⁾が一名ずつ複数年にわたって町内に存在したほか、摺物工、餅商、悉皆業・宿業が単年存在している。

明治三四（一九〇一）年の東玉屋町の現住者の職業及び地所建物の所有形態を一覧にしたのが表2である。この表から住民構成を見てみると、戸番号が一番から二九番まであり、同年には町内に二九軒の家屋があったこと

がわかる。その内家持は一八軒、借家は一一軒である。この家持十八軒の中には、一人が複数の家屋を所有し、使用している者が含まれており、家持人の数としては一六名となる。借家人については、家屋を所有しながらも借家している者がいるため、七名となる。従って、町内の戸主の七割が家持であった。この比率は後に見る仲之町と比べると非常に高く、家持比率が高いことがこの町の特徴の一つである。家持の職業を見てみると、一六名中少なくとも一三名が薬種商であり、それ以外の職業としては味噌・塩・醤油業、呉服小売が各一名いるほか、不明の者が一名であった。借家についても薬種商が多い傾向があり、七名中三名が薬種商であり、それ以外の者の職業は不明であるものの、半数近くが薬種商であったことがわかる。

東玉屋町は薬種同業者町という性格を持っており、家持が借家に対して高い比率で構成されていた。また、家持の多くが薬種商を営んでおり、「町」は主に薬種商を営んでいた家持によって運営されていたということができる。また、借家人で薬種商である者は、何らかの形で町内の家持と職業上の関係を持っていると考えられ、「町」にまつわる決定は比較的合意を得やすい状態であっ

表2 明治34年 現住者一覧表

戸番号	現住者氏名	職業	地所建物種別
1	片山弥三吉	薬種商	借家:烏丸二条上ル 地所ハ片山弥三吉所持、家屋早田平助所持
2			片山弥三吉借家
3	高木幸助	薬種商	家持
4	鳥居右三郎	不詳	借家:片山弥三吉借家
5	高木幸助	薬種商	家持
6	木村喜助	味噌・塩・醤油業	家持
7	中村岸	不詳	借家:三条室町西へ入 西村吉右衛門借家
8	山村太七	薬種商	家持
9	借用人 片山弥三吉	薬種商	借家:烏丸二条上ル 地所ハ早田平助所持、家屋ハ片山弥三吉所持
10	借用人 山村善助	薬種商	借家:二条室町西へ入ル 半井安兵衛外9名
11	山村善助	薬種商	家持
12	浅井平兵衛	薬種商	家持
13	小西市兵衛	薬種商	家持
14	上羽新七	薬種商	家持
15	小西勇次郎	薬種商	家持
16	梅村貞次郎	不詳	家持
17	谷沢嘉兵衛	薬種商	家持
18	松居清三郎	薬種商	借家:烏丸二条上ル 早田平助借家
19	今井元七	不詳	借家:烏丸二条上ル 早田平助借家
20	岩井幸七	薬種商	家持
21	半井万助	薬種商	家持
22	掛見繁松	薬種商	借家:大阪道修町二丁目 掛見喜兵衛借家家持
23	百木伊之助	薬種商	家持
24	小西米助	薬種商	借家:大阪道修町四丁目 小西駒太郎借用
25	川口寅蔵	呉服小売	家持
26	小西伊兵衛	薬種商	家持
27	小西伊兵衛	薬種商	家持
28	小野太三郎	薬種商	家持
29	竹村彦左衛門	不詳	借家:西洞院夷川上ル 橋本タマ借家

出所:銅駝会文書「下半季通達綴」より作成

たのではないかと推察される。

第二節 規約の改正

「町」にとつての規約は、「町の構成員全体がしたがうべき規則として明文化されたもの」¹¹であり、「町」規約は政治的な変化、「町」に内在する要因に合わせて改正され¹²、常に自治を律する法としての意味合いを有していた。

東玉屋町の規約は、明治二八（一八九五）年の「東玉屋町々則」が現存する最古のものである。この規約は、明治三〇（一八九七）年、明治三二（一八九九）年、明治三四（一九〇一）年、大正一二（一九二三）年と改正されている。明治三〇（一八九七）年の規約改正は、同年に公同組合が設置されたことによる改正である。この年には、行政布達とほぼ同一内容の「上京第廿三連合東玉屋町公同組合設置規約」、それを補足し町組織をより詳しく規定す

る内容となっている「上京区第式拾三連合東玉屋町共同組合細則」、また「東玉屋町々則」に明記されていた罰則を盛り込み、これまでの「町」運営の継続を意図したと考えられる「東玉屋町内規」が設置された。その後、明治三二（一八九九）年、明治三四（一九〇一）年では、先述の三つの内「共同組合細則」が改正され、大正一二（一九二三）年には「共同組合設置規約」「共同組合細則」共に改正された¹³。東玉屋町の町組織は、明治二八（一八九五）年の「東玉屋町々則」からは明確にできないが、総代が置かれていたことは間違いなく、総代を中心とした家持による寄合で自治に関する決定がなされていたと思われる。共同組合設置以降は、共同組合長、衛生組長（ただし共同組合長と兼務ができた）、町内に居住している家持と不在家持に資格が与えられている協議員によって構成された。ここでは、規約改正にともなう役職規定の変化を追うことにしたい。

明治二八（一八九五）年二月の「東玉屋町々則」の第七条には、「町総代ノ報酬ハ、当町内現住ノ家持ヨリ賦課出金ス」とあり、「町」運営の中心となる総代の給与を町内に住む家持層によって支払う事が明記されている。この規約には、総代が家持でなければならぬとは

記されていないものの、総代の報酬が家持から賦課出金されることから考えると、総代を含む「町」運営の中心となる地位には家持が就いていたということが想起される。また、明治三〇（一八九七）年二月に共同組合の設置に伴い作成された「上京区第式拾三連合東玉屋町共同組合細則」では、「第一條 本規約第三條ノ組合長及組合長臨時代理者ハ、組合内ニ不動産ヲ所有シ、且居住スル者ニシテ丁年以上ノ男子ニ限ル」、「第二條 本組合内ニ協議員ヲ置キ、重要ノ事件及ヒ経費ノ負担方法且経費收入支出ヲ評議セシム」、「第四條 本組合内ニ不動産ヲ所有スル者ヲ以テ協議員トス」と定めており、第一条で組合長及組合長臨時代理者は、居住する家持であり二〇歳以上の男子と規定されていた。さらに、共同組合長とは別に不在家持を含めた家持層からなる協議員を置き、「重要ノ事件及ヒ経費負担方法且経費收入支出ヲ評議」する事としている¹⁴。このような点からも、明治二八（一八九五）年時点においても同様に、町内の役職は家持及び不在家持によって構成されていたと考えられる。

次に、明治三〇（一八九七）年二月の改正による変更点を見てみたい。この改正は先述の通り共同組合の設

置によるものであった。共同組合員の資格は行政布達の「上京第廿三聯合東玉屋町共同組合設置規約」では、

第二條 本組合ハ区域内ニ一戸ヲ構フル住民及住民ニ非ラサルモ区域内ニ不動産ヲ所有スル者ヲ以テ組織シ、組合内ニ係ル諸般ノ行政事務ニ関シ公私ノ利便ヲ増進シ、且隣保団結ノ情誼ヲ守リ、各自相互ニ警戒扶持スルヲ以テ目的トス

とされており、東玉屋町に居住する借家人も含めた住民と、東玉屋町に居住していないものの町内に不動産を所有している不在家持によって構成されることとなっており、共同組合長の資格については、

第三條 本組合ハ第二條ノ事務ヲ掌理スル為メ、組合員ノ互選ヲ以テ組合長一名ヲ置キ、且其臨時代理者一名ヲ予選シ、組合長疾病事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

とあり、借家人を含む住民及び不在家持からなる組合員

から選挙によって組合長を選出することになっている。すなわち、行政布達の「設置規約」には組合長資格への土地所有による制限はない¹⁵⁾。しかし、「共同組合細則」において、

第一條 本規約第三條ノ組合長及組合長臨時代理者ハ、組合内ニ不動産ヲ所有シ、且居住スル者ニシテ丁年以上ノ男子ニ限ル

となっており、組合長の資格は居住している成年以上の男子でかつ不動産所有者に限られており、組合長資格に対し土地所有による制限が加えられている。すなわち、行政布達である「設置規約」では布達通り土地所有による制限が撤廃されているが、「細則」では土地所有による制限が盛り込まれたのである。また、共同組合には組合長のほか協議員が設置されており、

第三條 本組合内ニ協議員ヲ置キ、重要ノ事件及ヒ經費ノ負担方法及ヒ經費収入支出ヲ評議セシム

第四條 本組合内ニ不動産ヲ所有スル者ヲ以テ協議

員トス

と規定されている。協議員は、居住している不動産所有者はもちろん、居住していなくても町内に不動産を所有している不在家持に資格が与えられた。つまり、先の組合長資格同様、土地所有による制限が加えられているのである。すなわち、「共同組合設置規約」で行政布達の通り役員資格に土地所有による制限は加えられなかったが、「細則」作ることによって組合長、協議員といった役員資格には土地所有による制限を盛り込み、近世来の伝統的な家持による町自治を維持したのである。

明治三二（一八九九）年の改正では、「細則」が改正されたが役員資格に関して変更は加えられなかった。しかし、明治三四（一九〇一）年に組合長資格に変更が加えられる。明治三四（一九〇一）年「上京区第廿三聯合東玉屋町共同組合規約細則写」において組合長資格は、

第一條 本規約第三条ノ組合長ノ資格ハ、本組合内

ニ居住スル者ニシテ成年以上ノ男子ニ限ル

と規定され、組合長の資格から土地所有による制限が撤

廃されたのである。本規約とは明治三〇（一八九七）年の「設置規約」を指しており、借家人を含めた町内に居住する住民で成年以上の男子に組合長となる可能性が開かれたのである。しかし協議員資格は、

第二條 本組合内ニ協議員ヲ置キ、重要ノ事件及ビ

経費ノ負担方法且ツ経費収入支出ヲ評議セ
シム

第三條 本組合内ニ不動産ヲ所有スル者ヲ以テ協議

員トス

とされており、明治三〇（一八九七）年の「細則」同様、居住している家持と不在家持のみに資格が与えられ、土地所有による制限が明記されている。明治三四（一九〇一）年の改正においては、組合長資格から土地所有による制限が撤廃され、借家人を含めた住民に組合長となる可能性が開けた一方で、「重要ノ事件及ビ経費ノ負担方法且ツ経費収入支出ヲ評議」する協議員には土地所有による制限が加えられており、町自治は実質上家持によって行われていたと考えられるのである。

大正一二（一九二三）年の改正では「設置規約」も改

正されたが組合員資格に変更はなかった。組合長資格は、

第壹條 本規約第五條ノ組合長ノ資格ハ、本組合内

ニ居住スル者ニシテ成年以上ノ男子ニ限ル

とあり、明治三四(一九〇二)年の組合長資格からの変更はない。一方、協議員については設置されなかった。この時の改正で設置されたのは、組合長一名、副組長一名、幹事一名であり、それぞれの役割は次のようであった。

第六條 組合長ハ組合ヲ代表シ、組合一切ノ事務ヲ

統理ス、副組長ハ組合長ヲ補佐シ、組合長

事故アルトキハ之ヲ代理シ、幹事ハ組合ノ

会計事務ヲ掌理スルモノトス

すなわち、大正一二(一九二三)年の改正では、土地所有による制限が加えられていた「重要ノ事件及ビ經費ノ負担方法且ツ經費収支出ヲ評議」する協議員が設置されず、役員資格から土地所有による制限が一切取り払われ、東玉屋町は、借家人を含めた居住している成年以上

の男子から選出される組合長を筆頭とした三名の役員からなる町組織へと変更されたのである。すなわち、この変更によって東玉屋町では伝統的な家持自治が、借家人を含めた住民全体による自治へと変容したことになるのである。

以上見てきたように、東玉屋町では明治三四(一九〇一)年の組合長資格における土地所有による制限の撤廃を経て、大正一二(一九二三)年の改正による協議員の廃止と、新しく設置された副組長と幹事に関して土地所有による制限が設けられなかったことにより、規約上家持自治は保証されなくなった。その後、借家層が役員になったかどうかは定かではないが、この一連の規約改正は伝統的な家持自治の変容を示唆しているのである。

第三節 地蔵尊における変容

東玉屋町の規約には「町」で行う祭が明記されている。例えば、「東玉屋町々則」では、

第十二条 町内大黒天ハ、十一月甲子之際役員三名ニ

テ祭ル事

一 地蔵会ハ従前之通

二 御千度ハ役員是ヲ執計ヘキ事

と記されており、「町」の祭として、大黒天祭、地蔵会、御千度が執り行われることが明記されている。つまり、規約に記載されているという事は、年中行事として、「町」という集団によって、「しきたり」として共通に営まれた」事を意味するのである¹⁶。また、年中行事は「町内意識を高め、近隣生活組織の一員としての自覚と実践を喚起する」¹⁷ものである。従って、祭を考察する事は、「町」の共同体的性格の強弱を計る上で、重要な指標に成り得ると考える。そこで本節では、地蔵盆の供え物から町自治の明治末から大正期にかけての変容に考察を加えたい。

京都では辻に地蔵が祀っており、「町」単位で地蔵尊が行われるが、これは京都の「町」が強い共同体的性格を有していた事を示していると言えよう。その意味で、地蔵尊には「町」の共同体的性格が現れるのである。

明治三四（一九〇二）年の「地蔵尊御祭控」には、

明治三拾有四年八月廿日、東玉屋町西半町当年地蔵尊御祭順番ノ任ヲ負フ者、山村太七宅ニ集会ス、此

時ヤ暑威猖蹶ニシテ赤痢病漫延ノ兆アリ、一日前警察署ヨリ諭達ヲ以テ流行病稍威ヲ逞フスル際、地蔵盆供大日如来等ヲ祭祀シ多人數飲食物ヲ為ス可カラズト、此故アリ一ヶ月ヲ延期シ、九月廿四日秋季皇靈祭日ヲ幸期トスルノ説多數ニシテ、山村太七宅ニ階ニ於テ執行スルニ決セリ候、九月廿三日午後莊嚴ノ準備ヲ為シ黄昏ヨリ町内童子ノ参詣ヲ催シ数回供養ヲ施行セリ、午後九時ニ至リテ一同帰宅セリ、九月廿四日、秋季皇靈祭日タリ、早朝ヨリ旭旗戸毎ニ翻セリ、天氣晴朗ニシテ寒温身ニ適ス、町内ノ童子参詣ヲ催シ集ル數拾名、數回供養トシテ菓子ヲ呈ス、其間随意遊技ヲ為セリ、当番及参詣者囲碁将棋等ヲ為セリ、午後三時ニ至リ念珠百万遍ヲ執行シ畢テ集ル童子數十名供養トシテ菓子ヲ呈ス、之ヨリ莊嚴什器ノ蔵置ト盛物分配ノ任務モ分担シ、午後五時ヨリ堺万席ニ於テ足洗宴ヲ開ケリ、爰ニ備忘ノ為メ帳首ニ記ス、アナカシコ―

吉 明治三十有四年

東玉屋町

西当番

念仏王書

という記載がされている。明治三四(一九〇二)年には、赤痢が流行していたようで、警察署から「地藏盆供大日如来等ヲ祭祀シ多人飲食食物ヲ為ス可カラズ」という指導を受け、東玉屋町は例年八月二〇日頃に行っていた地藏尊を一ヶ月延期し、九月二四日に行う事としたのである。実際には、共同組合長である山村太七宅に集まり、二三日の午後から準備を始め、夕暮れ時から子供達が集まり、供養をし、午後九時に解散している。二四日は、早朝から「数十名」の子供が集まり、数回の供養を行い子供達に菓子が配られた。その間、供養をしている時間以外子供達は遊戯をし、会場にいる大人達は、囲碁将棋をして過ごしていたようである。午後三時から念珠「百万遍」¹⁸を行って子供に菓子を配る。どうやら、子供の出番はここまでであったようで、仕器の片付けが始まり、供え物は町内に配られた。午後五時から大人達は堺万という店で足洗を行い、祭は終了する。

明治三六(一九〇三)年の大黒天祭祀録には、「而シテ又供物ノ多キハ全ク当町一同福徳円満タルノ兆ナリ」と共同組合長による記載がある。供え物の多少ということが町内の共同性を示すというのである。表3は、東玉屋町における地藏尊の供え物を金銭とそれ以外のものと

表3 地藏尊御供金の推移 (M: 明治、T: 大正)

	供物金額	金銭以外の供物*	御供え人数**	「町」外の者***
M20	1.93	13	34	
M21	1.73	14	32	
M22	1.78	18	39	
M23	2.28	16	39	
M24	2.58	13	40	
M25	2.1	12	34	
M26	2.66	15	37	
M30	2.65	27	41	
M31	2.7	25	44	
M32	2.75	28	44	19
M34	2.6	6	23	2
M35	2.7	3	25	
M36	2.7	8	26	
M37	3.26	10	29	
M38	4.505	9	29	
T12	14.2	0	28	
T13	12.4	0	23	3
T14	14.6	0	25	2
T15	13.7		24	

出所:「銅駝会文書」地藏尊関係No.4-54-1、4-54-2、4-54-3、4-54-4、4-54-6、4-54-7、4-54-8、4-54-9、4-54-10、No.4-81-1、4-81-9、4-81-10、4-84、4-86、9-11-1-1、9-11-1-2、9-11-2、9-11-3より作成

単位:*口、**人、***人

に分け整理したものである。明治二〇(一八八七)年から明治三四(一九〇一)年にかけては金銭以外の物による供え物をしている人物が全体の三分の一から半数を占めている。明治三五(一九〇二)年は物で供えている人は三名と減少しているが、明治三七(一九〇四)年には再び全体の三分の一に回復しており、明治三四(一九〇二)年の赤痢の影響があるのではないかと推察

される。明治末から大正中中期までは地蔵尊の在り様を明らかにし得ないが、大正一二年以降物による供え物は一切なくなり、金銭による供え物に一元化されている。また徴収額については、多めに供える者がいるものの、一人当たり五〇銭で均等に集められた。明治末から大正期にかけて、供え物は物納から金銭へと転化したのである。物納という形と金銭によるものとは、町内の年中行事に対する意識は変わってくる。すなわち、金銭へ一元化されることで、委員以外の住民は供え物を金銭で済ますことになり、運営は委員に一任されるようになるのである。すなわち、年中行事としての地蔵尊への関わりの低下は、家持が自治を担う「町」の構成員としての自覚の低下へとつながると考えられるのである。更に言えば一律同額で供え物が徴収されることにより、「町」における住民の平準化が見受けられる。これは言い換えれば、「町」における家持と借家の平準化なのである。しかし、供え物をしている人数については、明治三四（一九〇二）年に前年の四四名から二三名へと減少して以降、三〇人を越えることはないものの、概ね二五人前後で推移していることから考えると、大正末期にあっても地蔵尊は「町」の年中行事として営まれていたことが伺える。

表4 配り物一覧

明治32年	御鏡	3切
	瓦煎餅	4枚
	さつまいも	1本
	饅頭	2個
明治34年	ホウツキ	3つ
	鏡餅	4切
	日ノ出饅頭	2個
	粟津彦屋亀形押菓子	2個
大正12年	鏡餅	紅白1切宛
	ミルクキャラメル	1個
	懐中善哉	3個
	パン	1個
大正13年	鏡餅	2切
	キャラメル	4個
	ブドウゼリー	1個
	品目	数
大正14年	鏡餅	3切
	昆布飴	2個
大正15年	鏡餅	2切
	チョコレート	1個

出所:「銅駝会文書」地蔵尊関係No.4-45-10、4-81-10、9-11-1-1、9-11-1-2、9-11-2、9-11-3より作成

表4は、地蔵尊の配り物の品目を一覧にしたものである。特徴としては、品物の西洋化、そして多品種少量から少品種少量への内容の変化であろう。特に大正一二（一九二三）年から大正一五（一九二六）年にかけての変化は大きい。大正一二（一九二三）年が、鏡餅紅白一切ずつ、ミルクキャラメル一個、懐中善哉三個、パン一個であるのに対し、大正一五（一九二六）年では、鏡餅二切、チョコレート一個のみになったのである。配り物のこのような変化は、祭が簡素化される傾向にあったことを示唆しているのである。

東玉屋町において、地蔵尊は現在行われていない。第二次大戦頃に地蔵を焼失し、それ以降執り行っていない。すなわち、地蔵を再建してまで「町」で地蔵尊を行う必要はなかったのである。明治末から大正期にかけての地蔵尊には、供え物の金銭への一元化による「町」意識の希薄化、金銭が一律同額で集められることによる「町」における家持と借家の平準化が見受けられた。また配り物が多品種少量から少品種少量へと変化したことに見られるように祭自体が簡素化された。すなわち、この時期に「町」の共同体的性格が薄らぎ始めていたのであった。しかしながら、供え物人数が大正期に入っても減少していないことに表れているように、「町」の共同体的性格は失われたわけではなかった。

以上見てきたように、東玉屋町では規約改正に伴い合同組合長規定から土地所有による制限条項が明治三四(一九〇一)年に撤廃されたが、協議員に土地所有による制限が加えられており、実質上町自治は家持が担うこととなっていた。この協議員が、大正二二(一九二三)年に設置されなくなることにより、東玉屋町の規約では家持規定がなくなり、役職に関して借家人を含めた住民全体がその資格を得ることとなった。これは、近世来の

家持自治という町組織の転換を意味しているのである。また、地蔵尊について供え物の金銭への一元化と金額の平準化がみられ、また配り物の簡素化という現象も起こっており、「町」の年中行事に対する意識の希薄化については「町」意識の希薄化が見てとれるのである。つまり、明治末から大正期にかけて、東玉屋町では伝統的な自治が大きく変容しつつあったのである。

第二章 仲之町における「町」の変容

「昭和四年八月仲之町南側西端ニ地蔵建立セラセシハ、借家人有志者ニテ祝ラレシモノニテ、当町内ノモノニテハナシ」

仲之町の家持は、昭和五(一九三〇)年四月一〇日にこのように申し合わせている。元来、仲之町は家持の自宅にある地蔵を祭り地蔵尊を営んでいた。ところが昭和四(一九二九)年八月、仲之町の南側西端、中長者町通西洞院の南東角に借家人有志による地蔵が建立された。以後、この地蔵で借家人による地蔵尊は営まれることとなる。現在もこの地蔵は残っており、仲之町の地蔵尊はこの地蔵を使って営まれている。この地蔵の建立に対し、

家持は金三五円を有志として渡している一方で「当町内ノモノニテハナシ」と申し合わせているのである。つまり、仲之町では家持が「町」＝家持という意識を持ちつつも、実態として「町」の年中行事である地蔵尊は借家人のそれと家持のそれに分化していたことを示しているのである。地蔵尊の分化は大正・昭和期における借家人と家持との関係を象徴しており、「町」における借家人と家持の分化は大正期から始まっていた。本章ではその分化の歴史的経過を明らかにしたい。

第一節 仲之町の概要

仲之町は、京都市上京区中長者町通新町西入る、西洞院までの両側町である。明治二（一八六九）年の「第二次町組改組」から上京一六番組、明治五（一八七二）年から第一七区、明治二五（一八九二）年第一三学区と編成を代え、昭和二二（一九四七）年京都市上京区仲之町と名称を変更し現在に至っている。明治一〇（一八七七）年から明治一二（一八七九）年頃の仲之町における住民構成をまとめたものが表5である。明治一〇年頃の仲之町は、空地を除くと四二軒中家持八軒、表借家一四軒、裏借家二〇軒であった。裏借家の中には空家が二軒あり

表6 仲之町の職業構成(単位 軒)

	合計	家持	借家	裏借家
織維関係: 組糸職, 織職・縷糸職, 繰糸職, 仕立職, 糸職, 縫職, 綿商, 早染・織職, 呉服, 張物職	16	4	4	8
雑業	4		2	2
巡査	2		2	
通勤	2		2	
干物商・縷糸職	1			1
人力曳・唐打職	1			1
人力曳・総車職	1			1
飴商	1			1
魚商	1	1		
小道具商	1		1	
道具商	1			1
古手商	1		1	
練張・綿口商	1	1		
医	1	1		
酒造商	1	1		
鏝掛商	1			1
桶工	1			1
塗師商	1			1
不明	2	1	1	
合計	40	8	14	18

居住しているのは一八軒であった。その後の変化は明確にはわかり得なかったが、明治四〇（一九〇七）年には、五等戸、六等戸と記された家持が六軒、九等戸と記された表借家が三軒、十二等戸と記された裏借家が一五軒であり、明治一〇年頃とは多少の変化はあるもの、家持、表借家及び裏借家の比率はさほど大きな変化はなかったものと思われる。

次に職業構成を見てみたい。表5を職業別に家持、表

表5 中之町住民構成(明治10~12年)注1

番地	種別	住民氏名	住民職業	備考	番地	種別	住民氏名	住民職業	備考
270	借家	山口廣重	巡查		280	借家	山口末吉	糸職	
270-1	裏借家	松宮つね	組糸職		280-1	裏借家	村上与兵衛	雑業	
270-2	裏借家	松井忠七	織職		280-2	裏借家	畑藤吉	雑業	空地
270-3	裏借家	横井茂兵衛	織職・縷糸職		281				寄留
270-4	裏借家	若城政七	干物商・縷糸職		282	借家	倉岡		空地
270-5	裏借家	梅井長次郎	織職		283				
270-6	裏借家	三田村正次郎	縷糸職		284	借家	倉田徳三郎	通勤	
270-7	裏借家	木杪三五郎	人力曳・唐打職		285				空地
270-8	裏借家	北尾平吉	桶工		286	家持	山名茂淳	士族	
270-9	裏借家	坂本友吉			287	家持	太田善助	職場	
270-10	裏借家	中川萬助	鉛商		288	借家	太田善助	張物職	
270-11	裏借家			[空欄]	289	借家	荒木貞蔵	雑業	
270-12	裏借家	大塩松之助	人力曳・総車職		289-1	裏借家	回藤助	綿商	
271	借家	藤中重之助	呉服		290	家持	橋本九兵衛	糸職	
271-1	借家	水口飛楚	織職		291	借家	豊田脩達	医	
272	借家	森田從宣	巡查		292	家持	倉田伊平	酒造商	
273	家持	榎田志希	魚商		292-1	裏借家			[空欄]
274	家持	下村那美	仕立職		293	借家	石塚長四郎	雑業	
275	借家	戸波宗助	通勤		293-1	裏借家	佐々木庄七	早染・織職	
276	借家	日花伝之助	小道具商		293-2	裏借家	臼杵栄蔵	道具商	
277	借家	中村豊七	古手商		293-3	裏借家	齊藤甚太郎	鋳掛商	
278	家持	山口重固	練張・綿口商	士族	293-4	裏借家	米田文七	塗師商	
279	家持	福居嘉助	續職注2						

注1:『上京第拾七組中之町戸籍簿』に、同町284番地居住の倉田徳三郎に關し、「明治拾年六月二十八日同町二百九十八番地へ別宅ス」と記述してあり、その事から同表は、明治10年6月以降に作成されている。また同人は、明治12年11月8日、同町倉田伊平別宅298番地より転居している。以上の戸籍簿における記述から同表は明治10年6月以降、明治12年11月までに作成されたものと考えられる。

注2:『上京第拾七組中之町戸籍簿』には、同人の職業は「縫職」と記載されているが、ここでは原文のまま「續職」とした。

借家、裏借家でまとめたものが表6である。職業種別としては、織維関係に従事するものが四〇名の内一六名と全体のおよそ三分の一を占めている。その他には、雑業、人力曳、魚商、鮎商、桶工や塗師商といったいわゆる都市雑業層も多く、巡査や医者といった職業も見受けられ、比較的雑多な業種が居住していたということが言えよう。居住形態別に見ると、表借家あるいは裏借家に居住している中には都市雑業層が多いことがわかる。

第二節 自治の分化

第一項「特別会計清算書」の存在と借家・家持の分化
 仲之町では、明治三六（一九〇三）年以降の町費の収入支出を記した「金銭出入帳」が存在している。これには、「月集メ」により徴収される収入と「町」運営にまつわる支出が記されている。「月集メ」とは、等級ごとに決められた戸別割、建築費、大麻費、平安講社費、氏神費、尚武会費、衛生費、町費を月毎に定額徴収するというものであり、徴収が済むと印鑑を押しその徴収を確認できるシステムとなっている。「金銭出入帳」の前半部分はこの「月集メ」の印鑑簿と収支の記載になっており、家持、表借家、裏借家が「月集メ」を収めているこ

とがわかり、家持と借家双方を含めた会計簿という性格を有している。

一方、後半部分は性格を変え、大正二（一九一三）年から昭和一六（一九四一）年五月までの家持のみによる会計簿になっている。この後半部分は「特別会計清算書」という記載がされており、家持のみの会計が「特別」に作成されていたことが推察されるのである。見方を変えれば「特別会計」という言葉はそれ以外の会計が存在していたことを示しており、借家層と家持の間で会計が分化していたと考えられる。表7は、大正六（一九一七）年一〇月から大正七（一九一八）年

表7 「特別会計清算書」の収支費目

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
協議費六戸分（大正6年10月～大正7年3月）	10.80	杉板1枚	0.15
代勤料（大正6年7月～同年12月）	2.00	蝶番1組（但し布告挟用）	0.08
代勤料（大正7年1月～同年6月）	2.00	桂氏入宮二付贈トシテ送ル	1.00
（協議費）6戸分	10.80	護王神社寄付	0.50
不詳（2名より50銭づつ）	1.00	協議費（大正6年10月～大正7年3月）	2.96
不詳（2名より25銭づつ）	0.50	倉田氏死去為香資贈呈	3.00
		協議費（大正7年4月～大正7年9月）	2.88

出典：「金銭出入帳」
 単位：円

一〇月までの「特別会計清算書」に記載された収入支出の品目と金額をまとめたものである。収入としては、大正六(一九一七)年一〇月から翌年三月までの半年分の「協議費¹⁹⁾」として家持六戸分、一〇円八〇銭が納められているほか、仕事の減免に対する代価として支払う代勤料が、「協議費」同様半年分として二円納められた。収入としては、一年間でこの「協議費」と代勤料二人分が二度ずつ入っているほか、不明のものが二件、一円五〇銭がある。次に支出品目について見てみたい。支出品目では、協議費として学校委員へ納められている費用として家持六戸半年分が二回支出されているほか、町内への回覧等に使用される布告挟用として蝶番が購入され、家持以外の人物である桂氏の入営に対する贖として一円、護王神社への寄付が「特別会計清算書」以前の借家人を含んだ会計時と同額なされている。また、この年には計上されていないが、毎年四月と一〇月には家持人だけによる料理屋での会合が開かれていた。つまり、この「特別会計」の収入は家持からのみの徴収であり、学区へ支払う協議費も家持分のみであることから、家持のみの会計という性格を示しつつも、他方では町内回覧用の用具が購入され、護王神社への寄付が「特別会計」以

前と同額されているといった点で、家持だけではない「町」として必要とされる支出がなされているのである。このような例は他に大正四(一九一五)年の大典に際し、「御大典費用」として自身番・腕木・点灯・菓子うどん代・炭代・火鉢代・川柳半片代・蠟燭代・土瓶茶碗代の費用として二四円二二銭を「町内ヨリ徴収」し、不足分の二円六四銭を家持が補うというものもある。すなわち、家持は「特別会計」として借家人を含まない会計を持ちつつも、ある部分「町」運営に関わる費用を支出しており、大正期の仲之町は会計帳簿、財政という部分について借家と家持の間で自治が分化していたとはいえ、財政のある部分では依然として家持による運営が行われていたという側面が残る状況にあったのである。²⁰⁾

第二項 大正・昭和初期の家持の動向と「特別会計清算書」の解散・家持の動向

「特別会計清算書」は、昭和一六(一九四一)年五月二四日で終了しているが、それまでの間に家持がどのような活動を行っていたか、「特別会計清算書」から若干のことが伺える。仲之町の総代は「特別会計清算書」以前も家持により半年交代で担われていたが、この在り方は

大正二（一九一三）年以降も変化はなく、六名から八名の固定した家持によって総代は半年交代で回されていた。交代時期は毎年四月と一〇月であり、交代の際は料理屋での会合が行われ、その席で総代の引継ぎが行われていた。総代という役職は「町」を内側で中心となり運営し、対外的には「町」を代表する立場であることを考えると、「町」の機能が借家層と家持に分化されているという実態はあるものの、依然として家持の意識の中には家持Ⅱ「町」という構図があったと言えるであろう。この総代引継ぎの席では種々の申し合わせも決定されていた。その中で家持独自の活動として「家持共同貯蓄金」の設立がある。大正一二（一九二三）年一〇月一九日に、

十月十九日会合ノ筋申合せ概要

一、家持共同貯蓄金ノ集金額ハ時ニ増減ヲナシ、同貯蓄金額ヲ凡三百円位ニ止メルコト、而シテ他ニ移転シテ脱退スルトキハ棄権スルモノトス

一、家持中ノ幸不幸ハ（ママ）時ハ貯蓄金ヨリ左

ノ振合ニテ支出ノ事

幸ハ拾円ヲ贈呈シ、不幸ハ香料五円ト花料若干ヲ

贈呈シ、之ニ対シ一切返礼ヲ受ケザルコト

と申し合わせており、「家持共同貯蓄金」は家持のみによる、家持の幸・不幸に対する出資のための貯蓄金として三〇〇円前後の貯蓄を意図していたのであった。町内における幸・不幸というものは、町内全体で祝い金あるいは香資を出すものであるが、「家持共同貯蓄金」という家持が家持のためだけの貯蓄を行っているということからも借家と家持の分化が見えてくるのである。すなわち、家持は、対内的にも対外的にも「町」の代表者である総代を家持内で引継ぎ、「家持共同貯蓄金」を設立するなど、家持Ⅱ「町」という構造を意識し、家持独自の活動を行い、借家層を含む町内とは一線を画していたのである。このことは、「特別会計」という言葉に象徴されるように、借家人の側がある部分で強く意識していたということも示しており、町内において借家層の存在が強くなってきていることを示すと同時に、町内における借家と家持の分化という構造が浮かび上がるのである。

・「特別会計清算書」の解散

家持は、「特別会計清算書」を作成し、「家持共同貯蓄

金」を設立、総代を半年交代で引継ぐなど、家持独自の活動を展開し、家持という枠組みを強く意識してきたが、昭和二(一九二七)年四月一七日、

右於席上申合ノ結果、町総代順次引継ノ場合ハ、家事ノ都合如何ニ不抱、是ニ対シ拒絶スル事ヲ得ズ

という申合わせを行っている。半年交代で順次引継いできた総代の役を辞退することを禁止する申合わせを行ったのである。このような禁止条項というものは、実際にそのような事態が想定されるか、現実起こったために決定せざるを得ないものである。そのように考えると家持の中で総代の役を辞退する者が現れた、もしくは現れることが予想されたのである。すなわち、家持の内における「町」運営への意識の違いが表面化し、支障をきたすようになったのである。

さらに、昭和一六(一九四一)年五月二四日には、

右ハ昭和拾六年五月式拾四日迄永年継続シ来リ候へ共、式名ノ不同意者有之候為、乍残念解散ト同時ニ残額分配仕候也

とあり、家持八名中二名の不同意者が存在したために「特別会計清算書」は解散することになり、残額を分配するに至った。この要因として町内会の設立が関係していると考えられる。京都市では町内会は昭和一五(一九四〇)年九月に共同組合が「発展的解消」をして設置された。当時の町内会は、国家・行政の指導の下、「国民の経済生活を厳しく統制する権限を与えられ」、「事務負担の過重に悩んだ」ことが指摘されている²¹。町内会は国家・行政の強力な指導により共同組合を基礎として設置され、借家と家持に関わらず地域に居住するものに対し公的な強制ともいえる厳しい統制がしかれたのである。このことは、家持による独自の活動の意味を希薄化させ、借家と家持を問わず当該地域を厳しく統制したという点で「特別会計」の解散を促したと考えられる。また、別の見方をすれば、町内会が設置されることによって、昭和四(一九二九)年の申合わせに見られるような家持内における「町」運営に対する意識の違いがより鮮明になったとも言えるのであり、町内会の設置という外在的要因をきっかけとして、家持内の不和という内在的要因が結びつくことにより、「特別会計清算書」が解散するとい

うことに結果したとも考えられるのである。

「特別会計清算書」は、借家人による地蔵建立同様、「町」における借家と家持の分化を示していた。この「特別会計」は、昭和一六（一九四一）年五月に解散することとなったが、少なくともこの時期まで仲之町における分化は存在したのである。つまり、仲之町にとっての大正初期から昭和初期という時期は、家持自治から借家人を含む住民自治への転換期であった。

第三節 分化をめぐる要因

第一項 町費の徴収と使途

町費に関して、明治四四（一九一）年一月二七日の『大阪朝日新聞京都附録』に、

殊にまた京都は大阪に比して家賃が安いといふのは生活易の上から他所の人はまづ一番先に話してゐるかのやうにも思はれる、成程京都は大阪辺に一寸較べては少々位が安くもあらう、又例の天引といふやうな敷金に対する不法な割引もせないのは一美事として聊か誇るに足らぬでもない、然しながら此少々位安い家賃ばかり天引のない計りでは到底一

箇月を支うる事の出来ないのは、所謂『町内の悪習』なる種々雑多な賦課金があるからだ、戸別割とか戸数割とか一町内の家の大小を問わず表通裏通位の區別で一年二度かの市税も課せらるゝといふ事をきおくして貰はねばならぬ、単に京都は家賃の安いといふ天引のないといふ簡単な事実で暮らし易いといふのは少々誤れりとも云ひたい、景色の好い胡気な都だといふ評判の好評たるには相違なからんとは思ふが、此の好評をして悪評に転せしむるのは『町内の悪習』があるからである、誠に宜しからぬ。

という記事がある。京都が大阪に較べて家賃は安いものの、「町内の悪習」と言うべき種々の賦課金があるために決して暮らし易いわけではないというのが骨子である。この「町内の悪習」については、同紙において同年一月一九日から三月二七日まで『町内の悪習』というタイトルの連載されている。この連載が借家層の立場でされている点は留意しなければならないが、借家層の視点を知る上で興味深い。この連載の中で五一の町が取り上げられており、中には投書によるものもある。この連載の大半は、各町で徴収される公同費、衛生費、尚武義会費、

表8 町費の内訳と戸数(明治40) 単位=円

	五等戸	六等戸	九等戸	十二等戸
戸数	2	4	13	15
戸別割	0.500	0.480	0.320	0.800
建築費	0.090	0.090	0.060	0.030
大麻費	0.005	0.005	0.005	0.005
平安講社費	0.005	0.005	0.005	0.005
氏神費	0.040	0.040	0.030	0.020
尚武会費	0.020	0.020	0.020	0.020
衛生費	0.015	0.015	0.015	0.015
町費	0.005	0.005	0.005	0.005
合計	0.680	0.660	0.460	0.180

注) 五等戸、六等戸は家持人の家であり、九等戸が借家である。また、十二等戸の番地には「路地」と記載されており、十二等戸が裏借家であったと考えられる。「金銭出入帳」より作成

神宮初穂料、学校建築費、夜警費などといった名目の町費について、用途が不明瞭であることや、用途を家持が決定し、余剰を新年宴会、遊覧等の家持の会合に使用されることへの借家層の不满と批判である。ここに掲載された町では、これらの額が月に五〇銭から七〇銭に及ぶところもあり、借家人にとっては金額的にかんがりの負担であったといえる²²⁾。こういった不满は、言い換えれば

家持自治という家持と借家の区別を基礎とした、家持に決定権が存在する構造に對する借家人の不满とも解せる。投書の中には、連載への投書をきっかけとして町の会計を「重立てる者共四五名立会いの上」で取り調べている町もあり、明治末頃には京都において家持自治という町

組織の在り方への不满が表面化し、見直しを図る所も表れ始めていたのである²³⁾。

仲之町における明治三九(一九〇六)年の「月集メ」の内訳を表8に示した。内訳は、戸別割、建築費、大麻費、平安講社費、氏神費、尚武会費、衛生費、町費となっており、戸別割、建築費、氏神費に関しては累進的に徴収され、大麻費、平安講社費、尚武会費、衛生費、町費に関しては等級に関わらず同額が徴収されている。合計金額を等級別に見ると五等戸・六八銭、六等戸・六六銭、九等戸・四六銭、一二等戸・一八銭となり、五等戸と一二等戸の間では三・八倍の差がついている。しかし、市税である戸別割を除くと、五等戸・一八銭、六等戸・一八銭、九等戸・一四銭、一二等戸・一〇銭となる。この金額は、『町内の悪習』で取り上げられた町に比べる²⁴⁾と少ない。しかしながら、五等戸と一二等戸の差は一・八倍、金額にしてわずか八銭となり差はかなり小さくなる。このような費用は、協議費として学区へ納められるのであるが、次に見るように残額が出てそれを町費に組み入れた上、家持の会合の費用等に転用されることもあるため、町費支出を決定する立場にある家持に対して借家が何らかの不满をもったとしてもおかしくはなかったで

近代京都「町」における家持自治の転換

表9 明治三十九年年間収支(「金銭出入帳」より作成 単位=円)

年月	収入		支出		差引残額
	費目	金額	費目	金額	
2月	月集メ	15.89	納金(注)	12.03	3.86
3月	月集メ	11.97	納金	9.77	1.70
			戦没戦捷紀念教育基本金として寄付	0.50	
4月	月集メ	16.12	納金	12.61	3.51
5月	月集メ	14.27	納金	10.21	3.66
	私祭神事補助費余剰	0.10	梨木神社へ寄付	0.50	
6月	月集メ	14.21	納金	10.26	3.17
			鉄チリン棒 1本	0.60	
			布告挟 但し板製	0.03	
			筆・紙・墨	0.15	
7月	月集メ	18.50	納金	13.45	4.85
			学校小使心付 2人分	0.20	
8月	月集メ	13.75	納金	10.39	3.36
9月	月集メ	16.50	納金	11.85	4.65
10月	月集メ	13.60	納金	10.35	1.70
			旅順忠魂碑建設費二寄付ス	1.00	
			護王神社奉賽会有志	0.50	
			朱肉	0.05	
11月	月集メ	18.52	納金	12.97	4.77
			太麻御礼十三体追加として受け	0.78	
12月	月集メ	16.62	納金	12.26	-12.65
			筆・紙・墨	0.15	
			学校小使心付 2人分	0.20	
			近衛歩兵第四聯隊へ沢井作造氏入営に付き饞別 (澤井氏入営時)東西ノ辻へ大国旗四本ノ損料	2.50	
			(澤井氏入営時)諸雑費	6.38	
			明治三十九年中の集会諸雑費	6.78	
合計		170.05		147.47	22.58

注)納金とは、戸別割、建築費、大神宮費、平安神宮費、尚武会費、氏神費、建築費、大麻費という名目で町から学区に支払っている費目である。但し、毎月に費目は変わっている。

あろう。

仲之町の明治三九(一九〇六)年の収支をまとめたのが表9である。この一年間における仲之町の収入は、「月集メ」と私祭神事補助費の余剰分のみである。「月集メ」の変動は、借家戸数の変動によって左右されている。支出に関しては、「納金」がその月の大半を占めるほか、町内の諸道具、軍事関係及び神社への寄付、町内入営者への饞別とそれに関する諸費用、学校小使への祝儀、集会の諸費用である。集会の諸費用とは、弁当代と推察される。この年の二月に総代の交代が行われているが、その時は「勘定 集会 弁当代及心付」とあり三円八四銭が計上されており、金額の面から見ても「集会諸雑費」は弁当代であろう。残額は、銀行へと貯金され引き出されている。どのような場合に引き出されているかは明確ではないが、明治三九(一九〇六)年には、入営に関する諸費用で一二円六五銭もの赤字となっていることを考えると、このような予定外の支出が起こった場合に使われたものと思われる。このよ

うに見てみると、『町内の悪習』で取り上げられていた町費の用途の問題については、「集會諸雑費」以外は正当性を持っていたと言えよう。この「集會諸雑費」も家持の側からすれば、半年間種々の事務負担を持つ総代を務めた者に対する慰労の意味も込められているのであり、必ずしも正当性を持たないとも言切れないのである。一方で、借家層にとっては、多めに徴収された累進性の低い町費の一部が家持の決定により、家持に使われることに不満を持ったとしても不思議はないのである。

『町内の悪習』に連載されている町では、町費をめぐる借家人の家持に対する不満が顕在化しつつあったことが伺える。これは、家持自治という借家層にとって不透明な「町」の構造に対する不満であるとも言える。このような状況が仲之町において存在したかどうかは定かではないが、仲之町においても「月集メ」における家持と借家層の累進性の低さ、「集會諸雑費」に象徴される家持による町費の使用が存在した。しかし、家持の側に視点に移せば、「集會諸雑費」には種々の事務負担を半年間引き受けた総代に対する慰労の意味も込められているのであり、必ずしも正統性のないものとは言切れないのである。この町費を通して見える借家人と家持におけ

る認識の違い、すなわち家持自治という「町」の構造が、前節で見た「特別会計清算書」を生み出したと考えられなくもないのである。

表10 明治36年年間住民移動表（「金銭出入帳」より作成）

	転出 (家持)	転入 (家持)	転出 (借家)	転入 (借家)
2月	0	0	3	2
3月	0	0	2	2
4月	0	0	1	1
5月	0	0	2	1
6月	0	0	3	0
7月	0	0	2	3
8月	0	0	1	1
9月	0	0	0	0
10月	0	0	3	2
11月	1	0	1	4
12月	0	0	1	0
合計	1	0	19	16

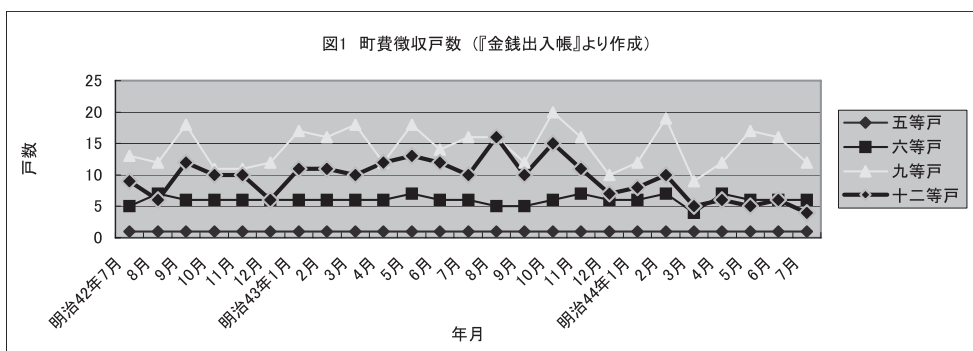
単位：軒

表11 仲之町滞在月数

滞在月数	人数
1～3ヶ月	13
4～6ヶ月	10
7～9ヶ月	9
10～12ヶ月	13
12ヶ月以上	18

「金銭出納帳」「諸事控」より作成

注：明治36年～39年に仲之町へ転入した借家人を対象とした。単位＝人



第二項 借家層の流動性

「町」の運営に積極的に関与するかどうかという問題は、その定住性に依存する。仲之町において、家持の半数近くは少なくとも明治一〇年代から町内に定住しており、その数の増減についても比較的安定的であった。一方、借家層はどうであったのであろうか。表10は、明治三六（一九〇三）年一年間の住民の転入、転出を家持と借家に分類したものである。家持は、一年間に転出が一軒であったのに対し、借家は転出が一九軒、転入が一六軒であった。また、転入者の仲之町での滞在月数を表11で見ると、一年以上居住している者が一八人いるものの、一年以内に転出していくものが七割強を示しており、借家人の流動性の高さを表している²⁴。では、借家人からの町費徴収はどのようなであったのか。図1は、明治四二（一九〇九）年から明治四三（一九一〇）年の一年間における家持および借家で町費が徴収された戸数変化を月毎にグラフにしたものである。五等戸・六等戸といった家持は比較的安定して町費を支払っている一方、九等戸・一二等戸といった借家層は月毎に大きな変化を見せている。これは、先述の借家層の流動性の高さによるところが大きいと考えられる。仲之町は「月集メ」と

いう毎月定額の町費徴収を行っていたため、これほどの変動を示しているということは、借家層から安定的な町費の徴収が困難になることを表している。すなわち、このような借家層の流動的な性格によって、借家層からの安定的な「町」の収入は保証されず、家持は「町」の収入に対して重要な役割を担わねばならなかったのである。また定住しない借家層が町自治に積極的な参加をはかるとは考えにくく、家持は「町」運営に関しても中心的な役割を担わざるを得ない状況に置かれていたのである。すなわち家持は必然的に家持Ⅱ「町」という認識を持つのである。

しかし、借家の中には、借家から家持へと転化する者、借家として長期にわたって暮らすものがあつた。仲之町では明治末から仲之町に借家住まいしていた平瀬俊二が大正一一(一九二二)年に「新築披露」しており、それ以後家持に加わっている。借家人として長期間に渡り居住した者としては、明治三六(一九〇三)年以前から少なくとも明治四〇(一九〇七)年以降まで居住していた人物として、畑藤吉、西川留次郎、村田綱之助、山田吉雄、山本太七、坂本源七がおり、このような定住する借家人は大正期に入っても存在したと考えられる。こういった

定住する借家人の存在が先に述べた仲之町の「地蔵建立」に際し一役買っていたと思われるのである。

以上見てきたように、仲之町においても町費に累進性の低さが指摘された。「集会諸雑費」に計上される家持の会合費等のいわゆる「町内の悪習」も存在した。これは家持自治という特徴を持つ、町組織の不透明性を意味する。しかし、このような視点は借家人側の見方である。家持の側からすれば、会合費というものは、雑務を半年間やり終えた総代に対する慰労会の意味を持つるのであり、正当な用途なのである。また、定住しない借家人の性格は、地縁的な関係である町の自治を家持が担わなければならない状況を生み出し、家持の中に家持Ⅱ「町」という意識が形成されたのである。このような家持と借家の認識の違いは、「特別会計清算書」にみられるような借家と家持による自治の分化をもたらしたのであり、この認識の違いこそが、定住する借家層を中心とした「地蔵尊建立」へと結果したのである。一方、家持内における意識の違いも昭和初期には表面化する。この相違は町内会の結成をきっかけとして顕在化し、家持のみによる「特別会計清算書」の解散に至った。この歴史的経過が、仲之町における町自治の変容の実態だった

のである。

第三章 京都における産業構造の変化と人口移動

人口移動

本章では、大正期及び昭和初期の京都における工業化と京都における人口移動を考察し、町における借家層の流動性と同時期の京都の関連に考察を加えたい。

第一節 大正期京都の工業化と労働者の流入

明治期の京都は、三大事業を基礎として、大正三(一九一四)年に勃発した第一次世界大戦による好景気の影響もあり、急速な工業化を遂げた。表12は、明治四二(一九〇九)年から大正八(一九一九)年にかけての京都の主要工業生産物をまとめたものである。ここで特徴的なのは、大半の工業生産物が大正四(一九一五)年から大正八(一九一九)年の間に大幅な生産額の増加を示しているという点である。これには先に述べた「大正時代の天佑」と言われた第一次大戦の影響が表れていると言えよう。成長率を見ても、絹糸紡績を含む繊維産業と石鹼、機械、電気関係と

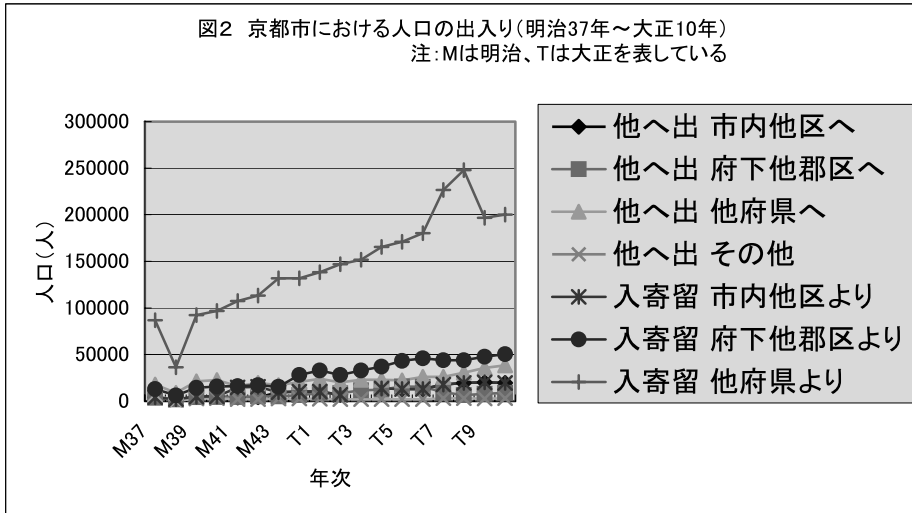


表12 主要工業生産物の生産額

	明治42	大正1	大正4	大正8	成長率 (%)
西陣織物	21374	22253	20678	78695	368.2
染物	2355	2885	6358	20124	854.5
絹糸紡績	1285	1605	1512	16934	1,317.8
絹糸紡績 (屑糸含む)	48	608	851	8726	18,179.2
煙草		4983	6912		
陶磁器	1205	1389	1083	4428	367.5
漆器	554	496	722	2127	383.9
石鹼	17	86	175	956	5,623.5
工業用薬品		37	40	1032	
被服	486	368	608	4086	840.7
絹綿麻製品	1605	1444	2727	16310	1,016.2
糸物	1747	1097	1024	3234	185.1
小間物・化粧品	1446	926	749	1454	100.6
機会標本類			399	1853	
電気・ガス機会器具類	324	799	1585	9296	3,780.2
鉄製品			358	1099	
金属性器具・青銅器・銅器	1195	1544	2681	10159	850.1
箔類	208	372	948	1829	879.3
石材・石工製品	122	125	139	1291	1,058.2
木竹製品	638	1072	1260	7560	1,185.0
印刷	334	540	517	2112	632.3
紙製品	708	1031	1116	3129	441.9
玩弄品・娯楽用品	407	315	358	1525	374.7
祝祭品	555	419	486	1481	266.8
酒類	1851	1925	2148	4402	273.8
菓子類	754	1738	1727	4619	612.6
売菓		641	629	1856	
各種食料品	578	724	757	3030	524.2
計 (その他を含む)	42485	52696	61329	221696	521.8

注：成長率は、明治42年の生産額をA、大正8年の生産額をBとして、B/Aで計算し、小数点第2位を四捨五入した。

単位：千円

出典：『京都の歴史8 古都の近代』401頁より引用し、成長率を加えた。

表13 京都市の世帯及び人口の推移

年	戸数または世帯数	人口(人)	一世帯あたり平均人数
明治35年	72,141	387,096	5.3
大正2年	91,105	507,919	5.5
大正7年	122,145	668,930	5.4
大正14年	148,672	679,963	4.5
昭和5年	202,814	952,404	4.6
昭和10年	224,124	1,080,593	4.8

『京都の歴史8 古都の近代』34頁の表を参照し作成した。

いった重化学工業に大きな伸びが現れており、京都に繊維と重化学工業を中心とした工業化が起こっていた事が伺える。その工業化にともない、京都への他府県よりの入寄留も増加した。図2は、京都市の明治三七（一九〇四）年から大正一〇（一九二一）年にかけての入寄留と出寄留をグラフにしたものである。入寄留では、他府県からの寄留が市内他区、府下他郡区に比べて圧倒的に多く、京都市への他府県からの寄留が多いことを示している。また、出寄留との比較においても入寄留は数の上で上回っており、京都市の寄留人口は増大していたということが出来よう。またこの時期の京都市人口は、明治三五（一九〇二）年から増加し、大正二（一九一三）年には五〇万人を突破し、大正七（一九一八）年には愛宕郡・葛野郡・紀伊郡から一六カ町村を合併し一〇万人強の急激な増加を経験する。大正九（一九二〇）年の戦後恐慌により急激な減少を見せるもの大正二四（一九二三）年には大正七（一九一八）年を上回っている。このような人口推移の背景には、京都の工業化にともない増大した労働市場の需要と労働者の流入が関係していると思われる。また世帯数も人口と同様の傾向を示していること、一世帯当たりの平均人数が大正一四年には約一人減少し

ていることから単身あるいは少数世帯の増加が伺える（表13）、このような家族形態の労働者が京都市に流入していることが推察される。また、職工数についても明治四二（一九〇九）年の四万人から大正八（一九一九）年には八万人を越えており、この増加分には相当程度の流入した労働者が含まれていたと言つてよい²⁵。

流入した労働者の多くは借家層を形成したと思われる。京都府社会課が昭和九（一九三四）年に行つた『西陣機業に関する調査』²⁶によれば、賃機業者の家屋形態は所有が三%であるの対し、借家が九七%であり、他の業種についても賃労働者の大半は借家に居住していたと考えられるのである²⁷。このようなことから、京都市では大正期に借家層が増大していたと考えられる。借家層は、仲之町の事例でも見たように一所に定住するというよりは流動的な性格を持つているため、京都市内における人口の流動性は高まっていたと言つて良いであろう。すなわち、京都市の産業革命とも言える工業化による他府県からの人口流入によつて、京都市内における借家層の流動性は加速された事が想起されるのである。このような借家層の流動性は、第二章で指摘したように、家持が町自治を担わねばならない状況を強化したと考えら

れ、より強い家持意識を形成したと考えられるのである。

第二節 昭和初期の京都の産業と労働運動

昭和初期は、大正九(一九二〇)年の戦後恐慌に始まり震災恐慌、金融恐慌、世界恐慌と不況が続いた時期であり、京都の産業にもこの不況の影響は表れていた。表14は、昭和初期の京都市内の工業生産状況を示したものである。まず職工数は、昭和二(一九二七)年の金融恐慌を境に一旦減少し、昭和五(一九三〇)年の世界恐慌の時期で最も低い値を示し、昭和一(一九二六)年の水準を下回った。翌年からは回復傾向を示し、昭和九(一九三四)年には一〇万人を突破した。生産額もほぼ同様の傾向を示しているが、金融恐慌による生産額の減少は昭和三(一九二八)年と職工数に比べて一年遅く始まり、昭和八(一九三三)年には昭和三(一九二八)年の水準を突破している。このような状況下において、京都では倒産する企業も見られたが、従業員数の調節によって倒産を免れた企業が大部分であった。そのことは、表中の工場数が大きな増減を見せていないことから言えよう²⁸⁾。

しかしながら、このような状況下に置かれた労働者

による労働争議は頻発した。労働争議は昭和五(一九三〇)年の鐘紡大争議以降急増する。鐘紡大争議は、昭和五(一九三〇)年四月一〇日に鐘紡が賃金の実質四割削減を発表したことを契機として起こり、二ヵ月にも及んだ大争議である。これを契機として増加した争議は、昭和七(一九三二)年以降減少するものの、一〇〇件を下回ったのは昭和一二(一九三七)

表 14 昭和初期の京都市内工業生産状況

年次	工場数	職工数(人)	生産額(千円)	工場当職工数(人)	工場当生産額(千円)
昭和1年	20,939	76,810	197,287	3.6	9,421
2年	21,365	91,676	206,902	4.3	9,684
3年	19,874	89,125	217,915	4.4	10,964
4年	20,098	87,404	207,131	4.3	10,306
5年	20,162	76,187	171,679	3.7	8,514
6年	21,637	84,885	193,086	3.9	8,923
7年	20,847	88,462	200,036	4.2	9,610
8年	21,702	95,216	225,132	4.3	10,373
9年	22,618	102,268	255,210	4.5	11,283
10年	22,979	107,653	289,389	4.6	12,594

出典:『京都の歴史9 世界の京都』113頁より引用

表15 京都市内労働争議数

年月	件数	参加人数(人)
昭和3年	50	1088
4年	69	2212
5年	140	4370
6年	177	4607
7年	194	3391
8年	122	1635
9年	172	2785
10年	108	962
11年	106	1895
12年	60	1915

出典：『京都の歴史9 世界の京都』140頁より引用

年であった。

このような時代状況の昭和四（一九二九）年八月、第二章で取り上げた仲之町では「借家人有志」による「地蔵建立」がなされていた。すなわち借家層と家持の町内における分化状況にあって、それに対し定住する借家層を中心とした「地蔵建立」に象徴される動きが起こったことと、労使関係において賃労働者が声を上げた労働争議の増加という社会状況の間に同時代性を見出すのである。つまり、仲之町における地蔵建立が、こういった時

代状況の中で、従来の家持支配的な「町」の構造に対し何らかの変革を意図したという意味では、借家層における時代状況の反映と考えられなくもないのである。

おわりに

本稿では東玉屋町と仲之町を事例として、近代京都における町自治の変容過程を実態に即して明らかにしてきた。東玉屋町では規約改正に伴い共同組合長規定から土地所有による制限が明治三四（一九〇一）年に撤廃されたが、協議員に土地所有による制限が加えられており、実質上町自治は家持が担うこととなっていた。この協議員が、大正一二（一九二三）年に設置されなくなることにより、東玉屋町の規約では家持規定がなくなり、役職に関して借家人を含めた住民全体がその資格を得ることとなった。これは、近世来の家持自治という「町」の組織の転換を意味している。また、地蔵尊について供え物の金銭への一元化と配り物の簡素化が見られ、「町」の年中行事に対する意識の希薄化ひいては「町」意識の希薄化が見てとれるのである。明治末から大正期にかけての東玉屋町は、近世来の「町」が大きく変容した時期であった。また、仲之町では、大正二（一九一三）年から

家持による「特別会計清算書」が作成され、家持と借家人との分化構造が浮かび上がった。これは、町費徴収や町費支出の問題に示される家持自治という構造の不透明性と認識の相違に起因した。この分化は、京都の工業化に伴う借家層の流動性の増大による家持意識の強化と労働争議が頻発するという時代背景の中で、借家人による「地蔵尊建立」へと結果したのである。家持は町内会の結成の影響を受け、内部崩壊することにより、町自治は家持自治から住民自治へと最終的に転換することになるのである。

- 1 秋山國三編『共同沿革史(上)』(元京都市共同組合聯合会事務所一九四三年)の六五六頁を参照。
- 2 小林氏は、英照皇太后の大喪という国家的行事と塵芥処理問題をきつかけとして、行政側の要請として共同組合が設立されたと指摘している。(小林文広「共同組合設立をめぐって―一八九〇年代の地域社会と行政―」(『新しい歴史学のために』第二三四号、一九九九年)
- 3 辻氏は、市制施行以後も「各町は『町自治』の機能については多少の変化はあっても伝統は守られていた」と指摘し、明治三六(一九〇三)年頃から共同組合の廃止要求が起ることも指摘している。
- 4 小林文広前掲論文、注釈一二番を参照。

- 5 秋山國三・中村研『京都「町」の研究』(法政大学出版局、一九七五年)二九一頁より引用。
- 6 町の行政的位置付けの変遷については、小林文広「町の記憶、学区の歴史」(『京都市政史編さん通信』京都市政史編さん委員会、二〇〇〇年)を参照した。
- 7 中野卓著「商家同族団の研究」(未来社、一九六四年)に東玉屋町の業種同業者街としての性格及び「二条」の同族団に関する詳細な研究がある。
- 8 これは「営業上り高御届」を基にして作成しているため、東玉屋町の住民を網羅しているわけではないが、東玉屋町の職業構成の特徴は凡そわかる。
- 9 荒物・理髪業営む小林元七は、元々は町の用人であったが、明治二二(一八七九)年に解雇され、その際金三〇〇円を渡されている。この費用は会計帳簿では「涙金」として書かれており、用人の町における位置付けは弱いものとはいえ、「町」の構成員として、「町」の持つ共同性の中に置かれていたと考えられる。

一札之事

一私儀是迄御町用相勤罷在候処、御一新後御用人等之者、他町ニ而者御廃止之向茂保在之候処、我共御陰ヲ以今日迄御世話ニ相成居候、然ルニ近來御町中ニ物人多分相懸リ候ニ付而者、今般御町中ニ御仕法ヲ被相建、依之我一先用人之籠ヲ廃止ニ可致様被仰付、此上者一言之御頼様も無之、速ニ御受申上候、然ルニ私共差当リ取続方ニ当惑仕候間、段々入訳ヲ以御頼申上候処、御一統様承知被成下、為渡金金三拾円被下、難有頂戴仕候上者、我家内ニ至迄奉祝入候、此後ニ至リ御無心ケ間敷義我者勿論、聊御迷惑相懸ケ申間敷候、為後日之一札、依而如件

明治十二年六月

小林元七

東玉屋町

御町中

- 10 寒暖計メートル類製造卸をしている百木伊之助は、大正九（一九二〇）年に葉業銅駝会という葉種商組合の理事を務めており、葉種商に含んでも構わないがここでは史料のままとした。
- 11 京都市歴史資料館編『町式目集成』（京都市歴史資料館、一九九九年）二頁より引用。
- 12 辻ミチ子氏は、明治十五年頃に規約改正が集中していることを指摘し、その内容について、「町々の規約は、町の事情に適応した改正になっていて、驚くほど江戸時代からの伝統を守ったものになっていた」と述べている（辻ミチ子『転生の都市・京都―民衆の社会と生活―』、阿吽社、一九九九年、二〇八頁）。
- 13 規約の本文については拙稿「式法帳と『町』規約―京都二条烏丸東玉屋町 銅駝会文書所収史料」（同志社大学『経済学論叢』第五六巻第四号）に全文を掲載した。
- 14 亀甲屋町の明治三六（一九〇三）年の「会則」には、
- 第壹条 本会ハ、当亀甲屋町々内基本財産ノ作成支出金補助ヲ
目的トシ、積立法ヲ以組織ス
- 第貳条 本会ノ名称ヲ亀栄会ト称ス
- 第三條 本会員ハ、当亀甲屋町内地所及家屋所有者ヲ以会員ト
ス但シ、他町ニ於テ地所及家屋ヲ所有シ、本会員タラ
ント欲スル者ハ、町内会員ノ保証ヲ以会員タル事ヲ得
- 15 この点について上田惟一氏は、「つまりこの時点から、学区以下の自治機関のリーダーシップへの参加の機会が『家持ち』以外の住民にもひらかれたことになる」としているが、東玉屋町では実際には「細則」あるいは「内規」という形で土地所有による制限は課せられている。上田惟一「近代における都市町内の展開過程―京都市の場合―」（岩崎信彦・上田惟一他編『町内会の研究』、御茶の水書房、一九八九年）八九頁参照。
- 16 民俗学研究所編『民俗学辞典』（東京堂出版、一九五一年）四四七頁より引用。
- 17 秋山國三・中村研前掲書二九二頁より引用。
- 18 広辞苑第五版では、題一義に「弥陀の名号を百万回唱えること。多くの僧侶が集まって一つの大きな数珠を繰りまわしつつ皆で念仏を唱える法会」とあり、地藏尊の風景によく見られる、子供たちが輪になって数珠をまわす法会の事を指している
- 19 協議費は元来学区に納入する諸経費を指すが、この場合家持の宴會費が含まれるため括弧を付した。
- 20 一色町では、「道路規則」に関する協議について、共同組合長が「借家ハ借家ニテ協議クレ」と家持と借家を分化して考えており、借家による会が設立されている。「町内共同」のための設立するところにも、家持と借家という厳然とした区別と分化構造が見て取れる。

「一色町文書」明治四十年九月（史料 京都の歴史・第四巻 市街・生業）六二四頁

- 一、本会ハ明治四拾年八月ノ設立。
 一、本会ハ設立必要ヲ見トメンハ、明治四拾年八月警察署命トシテ道路規則發布ナリ。其当時本町共同組合長ハ借家ハ借家ニテ協議クレトノ事故、奥村氏ノ宅ヲ借受ケ、道路取締規則ノ要件ヲ表借家ニ示ス。
 其解散後、伊藤嘉市・志里甚之助・波多野久次郎・中西辰次郎・西村梅太郎・奥村兼吉諸氏ガ発起人トナリ、町内ヨリ斯如キ事出来、其時席ノ順(準)備モナキ事、困却此上ナシ。故ニ本会設立ナスハ、町内ノ上ニ於テモ好ク、尚、町内協同ノ上ニ於テモ必要ナリ。左ノ会則ト共ニ本会設立見ル。
 律意ハ其当時町内高松長四郎氏ノ認メラレタルモノナリ。本会設立ニ付町内へ申出デ、町内ト本会ハ協同ナシ、町内ノ一致ナサン為ナリ。
 律意
 今般、警察署御達シノ道路規則ニ依リ、相互打合せ、急度確守スコト。
 町内ヨリ時々御達シ相成候等節ハ、幹事引受、会員相集メ協議スル事。
 町内公同組長
- 21 町内会については、上田惟一前掲書を参照した。
- 22 中川理『住まい学体系』10「重税都市」(住まいの図書館出版局、一九九〇年)第三章を参照。
- 23 先に挙げた新先斗町は、借家人によって家持自治が転換された例である。
- 24 近世における借家層の流動性の高さは、秋山國三、中村研両氏によって指摘されているが、ここでは近代における流動性の高さを示している。秋山國三・中村研前掲書、二九二―二九九頁参照。
- 25 人口変動、労働人口の移動、および職工数に関しては、『京都の歴史8 古都の近代』(学芸書林 一九七五年)三二・四〇二、四〇三・四〇四頁参照、引用した。
- 26 京都市社会課編『西陣機業に関する調査』(京都市社会課 一九三八年)
- 27 中川清によれば、東京における明治末から大正初頭における都市下層の世帯主の七割は地方からの単身世帯で、昭和期には約八割に漸増していることが指摘されている。また、彼らが「木賃宿」や「長屋」といった形態の借家に暮らしていたことも指摘されている。中川清『日本の都市下層』(勁草書房、一九八五年)三三七―三四五頁参照。
- 28 『京都の歴史9 世界の京都』(学芸書林 一九七六年)一一四頁参照。